

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年12月5日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

（別 紙）

教政第1235号
令和7年9月30日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
スクールバス運行管理に係る予算を誤って減額補正し、不足分を別の科目から支出していたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	教育政策課	予算執行にかかる予算科目の適正な運用について所属職員に対して改めて周知徹底を行った。 また、より正確な執行見込みの把握を行うとともに、執行科目について誤りがないか執行担当と予算担当で二重確認を行うなど、適切な予算管理に努める。

教政第1213号
令和7年9月30日

石川県監査委員様

石川県教育委員会

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、建設用地の所有者と借受契約を締結していないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	教育政策課	建設用地の所有者（穴水町）と契約を締結した。 今後は、財務規則等の規定を改めて課内職員に周知・徹底し、適正な事務に努めるものとする。

人第596号
令和7年10月23日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、嘱託医の報酬を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	人事・組織経営課	支払事務において、出納室に提出する書類は「原本」とすることを改めて周知徹底し、緊急的に「写し」を用いて事務処理を進めた場合は、原本への差替え漏れが起きないよう、目印をつけて可視化する対策を講じました。 今後とも、再発防止に努めてまいります。

管第1971号
令和7年10月22日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期すること。	管財課	公用車の運行に関しては、今後交通事故が発生しないよう、職員に対して安全運転の徹底を改めて注意喚起しました。

管第1258号
令和7年10月27日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、補助金交付決定通知書の交付条件の記載が不明確なものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	営繕課	補助金交付決定通知に記載の交付条件について、明確な記載に改めるものとします。

大事第119号
令和7年10月31日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年9月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、社会保険料の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	大阪事務所	社会保険料の納付については、県負担分と本人負担分の合計が、納入告知額通知書に記載の金額と一致するようチェックを徹底するとともに、例月の支出手続の進捗状況の確認表を共有し、庶務係長等複数人での確認を徹底する。

工試第1049号
令和7年11月11日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、廃棄伺等を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	工業試験場	備品の増減（主に購入と廃棄）の際は、各担当部との連絡を密にし、現品確認等にも同席する。 また、備品台帳と管理ファイルの加除の際には細心の注意を払い、複数人による確認を徹底する。

工試第1049号
令和7年11月11日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和7年10月31日付け石監査第392号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、職員駐車場使用料の調定手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意してください。	工業試験場	職員駐車場分（工業試験場横）の調定については、工業試験場で調定を行う他の職員駐車場分（西高グラウンド横）と混同しないよう、調定前に係内でダブルチェックを行う。 また、管財課にも同じ調定を起票していないか事前に確認を行う。